

脳死下での臓器提供施設について

臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成 9 年 10 月 8 日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成 19 年 7 月 12 日）。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、以下の条件をすべて満たしている施設に限定している。平成 21 年 9 月 30 日現在、下記(3)ア) からエ) までに該当する施設は 474 施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は 338 施設となっている。

ガイドライン第 3 臓器提供施設に関する事項

- (1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。
- (2) 適正な脳死判定を行う体制があること。
- (3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。
 - ア) 大学附属病院
 - イ) 日本救急医学会の指導医指定施設
 - ウ) 日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A 項）
 - ※ 「A 項」とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設をいう。
 - エ) 救命救急センターとして認定された施設